



健全な民主主義の確立を目指して
—機能する政治・行政システムへの変革—

2023年2月9日

公益社団法人 経済同友会

提言概要

健全な民主主義の確立に向けて、 次の政権選択選挙までに行うべき4つの改革

- ◆ 健全な民主主義を確立するために、国民が政策本位で政権を選択する政治を実現する。そのために、「マニフェスト選挙」を復活し、過去の問題点を克服して、「マニフェスト選挙2.0」へと進化させる。

提言1. 国民による政策本位の政党選択・政権選択を実現しよう！ —進化したマニフェスト選挙「マニフェスト選挙2.0」へ—

【マニフェスト公開の義務化とマニフェスト評価プラットフォームの構築を】

- ✓ マニフェストの形式、策定、検証等の手続きやプロセスを規定し、政党のガバナンスを強化
- ✓ 実行可能性を担保した具体的工程と財源をマニフェストへ明示
- ✓ 多様なステークホルダーによるマニフェスト評価・検証の強化

【実現可能な政策立案機能（資金・人材・政策市場）の強化を】

- ✓ 政党の政策立案・調査研究組織の強化
- ✓ 政策立案のための資金の充実（政党助成金の用途制限、政党シンクタンクへの寄付優遇）

【主権者による能動的選択を可能に —野党の政策立案支援強化—】

- ✓ 「日本版ショートマネー」の導入

- ◆ 政権が掲げるマニフェスト実現には、以下の国会改革、行政改革も必要。

提言2. 国会を変えていこう！

【重要課題の十分な議論】【今すぐできる参議院の改革を】

- ✓ 通年国会、逐条審議、党首討論定例化等による十分な議論の時間を確保
- ✓ 参議院「調査会」で中長期的課題について、超党派提言を活用
- ✓ 独立検証機関による行政監視機能の強化、決算委員会における決算審査の早期化、実効性の検証

提言3. マニフェスト実行のための行政組織「ジョブ型内閣」に！

【政権のマニフェストに応じた柔軟な省庁再編】

【ジョブを遂行する政務三役の任命】

- ✓ 政権が掲げる重要課題に応じた柔軟な組織再編を可能に
- ✓ 政務三役に民間人も含め、職務に適したスキルや経験を持った人材を任命

提言4. 政治・行政の進化のために

【新法優先原則を徹底・拡大】【行政の変革をスピードアップする仕組み】

【多様なステークホルダーの意見を政治に】

- ✓ 複雑な課題を解決するための「新法優先の原則」の徹底
- ✓ 迅速な政策の決定・実行と PDCA サイクルの強化、国家戦略特区制度の更なる活用
- ✓ 多様なステークホルダーの政治参画を促すための経済同友会の取り組み

【目次】

はじめに	1
1. 国民による政策本位の政党選択・政権選択を実現しよう！ － 進化したマニフェスト選挙「マニフェスト選挙2.0」へ －	2
（1）マニフェスト公開の義務化とマニフェスト評価プラットフォームの構築を	
（2）実現可能な政策立案機能（資金・人材・政策市場）の強化を	
（3）主権者による能動的選択を可能に -野党の政策立案支援強化-	
2. 国会を変えてゆこう！	10
（1）重要課題に十分な議論を	
（2）今すぐできる参議院の改革を	
3. マニフェスト実行のための行政組織「ジョブ型内閣」に！	15
（1）政権政党のマニフェストに応じた柔軟な省庁再編を	
（2）求められるジョブ遂行のための政務三役の任命を	
4. 政治・行政の進化のために	18
（1）新法優先原則を徹底・拡大しよう	
（2）行政の変革をスピードアップする仕組みを	
（3）多様なステークホルダーの意見を政治に	
おわりに	22
政治・行政委員会 委員名簿	23

はじめに

- 本来、政治・行政は、すべての国民のため、さらには未来の国民のために、今、何をなすべきかについての政策を立案・決定し、実行してゆくための組織・制度である。
- 環境変化が速く、先行きが見通せない現代における政治の使命は、どのような未来をつくるかについて、綺麗ごとだけではなく、ファクトに基づいた仮説を踏まえたビジョンや政策を国民に提示することである。そのビジョンや政策を基に、国民が選挙によって合理的な選択を行うことが必要である。また、行政においても、様々な課題の対応につながる政策を迅速に立案・実行していくことが求められている。さらには、これらの政策の進捗や効果について事後検証が行われ、政策の進化を目指すことも必要である。
- 戦後復興から高度成長の期間に機能した昭和型の政治・行政制度は、平成の政治・行政改革を経て、本来、さらに進化し、それによって日本がより豊かな国となることを期待されていた。しかし、平成の改革が未完の中、賛否が分かれるような複雑化した課題への対応について、政権がリーダーシップを発揮できるインフラとしては、現状の制度は不十分なままである。その結果、国民の政治・行政に対する信頼も低く、現実には国民総所得は伸びず、世界のなかでの日本のプレゼンスは低下しつつある。
- 2022年の参院選に勝利した岸田政権は、大型国政選挙がなく、重要政策の実現に注力できる「黄金の3年間」を手にしたと思われた。しかし、様々な問題で国民の不信感も高まり、政権運営は不安定になりつつある。しかし、こうした状況だからこそ、持続可能な日本の未来に向けて、解決の難しい中長期課題に果敢に取り組むという政治的意思を示し、国民の信頼回復に繋げるべきである。
- その一環として、これまでの制度が、なぜ機能しなかったのかを真摯に見つめなおし、今こそ、新たな政治・行政の在り方、新しい制度を取り入れて、これまでのやり方からの脱却を図る時である。
- 経済同友会では、健全な民主主義の確立に向け、国家ガバナンスの再構築など様々な提言を行ってきた。今回は、次の政権選択選挙が行われるまでに、国民が政策本位で政権を選択し、国民から負託を受けた政権が自ら掲げた政策を確実に実行できるためのインフラを整えることを目指し、以下の提言を行う。

1. 国民による政策本位の政党選択・政権選択を実現しよう！

- 進化したマニフェスト選挙「マニフェスト選挙 2.0」へ -

(問題意識)

- 健全な民主主義を機能させるため、与野党が課題の解決に向けた政策を競い合い、政策に基づいて国民が政権を選択する政治が求められる。
- こうした問題意識から、かつてマニフェスト選挙が目指されたが、国政においてその動きは事実上中断している。
- 2012 年から現在まで、自公連立政権が続く中で、野党は政権担当能力を示すことができず、政権交代の可能性も低い。その為、政治の緊張感が失われ、国民の政治への関心も低い状況である。
- 政治が緊張感をもち、与野党が政策を競い合い、国民が政策本位で政党を選択可能にするために、過去に実施されたマニフェスト選挙を進化させ、その実現に再挑戦していく必要がある。

(1) マニフェスト公開の義務化とマニフェスト評価プラットフォームの構築を

今回提言する「マニフェスト選挙 2.0」は、

- ・ 経済同友会をはじめとする社会の主要なステークホルダーが、国家運営に必須の重要政策分野を抽出し、
- ・ 各政党がこれらの重要政策に関する考え方や政策案について、長期的な国家ビジョンに基づく実行可能なマニフェストとして常時公開・改訂し、
- ・ 有権者がその内容を比較・検討しながら、衆議院議員総選挙の際に政権を選択するとともに、
- ・ 社会の主要なステークホルダーが、与党のマニフェストの進捗状況を常に評価・検証すること、

を実現する仕組みである。

もちろん、ステークホルダーによって抽出される重要政策分野は「必修科目」であり、その他の政策分野については、各政党がそれぞれの目指すビジョンに基づき、「選択科目」として示し、その独自性を競うことになる。

(目指すべき姿)

- 各政党は、常に自らが「目指すべきビジョン」と、そのビジョン実現に向かって実行を目指す「重要政策」について、明確な方向性を示す。
- 政権与党は、そのビジョンの達成と課題への対応に向けた政策の実行に全力で取り組む。野党は、政権交代を目指し、有権者の信頼を得る政策を準

備する。

- 衆議院議員総選挙の際には、各政党は、「目指すべきビジョン」と、その実現に向け、政権担当期間中に実行する政策について、数値目標、財源、工程を明示したマニフェストを掲げ、選挙を戦う。
- 各政党のマニフェストについて、メディア、シンクタンク、経済団体、NPO等の社会のステークホルダーが評価・検証を定期的に行い、国民に分かりやすい形で示している。
- それによって、「マニフェスト・サイクル」が確立され、次の選挙における有権者の判断材料となり、多くの有権者が選挙に行き、総合的判断の下で投票を行う。

(現状と課題)

- 政策本位の政治の実現に向け、2003年の衆議院議員総選挙より「マニフェスト選挙」という言葉が使われ、各党は数値目標、財源、工程などを明記したマニフェスト（政権公約）を掲げ、選挙戦を戦った。
- そうした中で2009年に政権交代が起きたが、民主党政権が掲げたマニフェストは、財源の手当が不十分で、実現不可能となった政策もあったことから、マニフェストに対する信頼が失われた。
- 最近の選挙における各党の公約においては、現金給付や減税策等の「バラマキ合戦」といわれるような政策が掲げられているが、その具体的な財源が示されていない。

提言

- マニフェスト選挙を復活させ、過去の失敗からの反省を踏まえ、以下の①～③によって、「マニフェスト選挙 2.0」として進化させる。

① 政党のガバナンス強化

- 政党は、理念や考え方を共有する政治家の集まりであり、日頃から、組織として綱領、基本理念、基本政策を明確にし、年に一度の党大会で、目指すべきビジョンや具体的政策を、マニフェストとしてバージョンアップしながら、毎年、提示する。
- 与党は、マニフェストに基づいて実行した政策の進捗状況や効果について、検証可能なデータやファクトも含め、報告書の公表と自己検証結果を示し、説明責任を果たす。
- 野党は、常に選挙に備え、現実的かつ精査されたマニフェストを作成し、政権担当能力と次期政権構想を示す。

- 政党の政策形成プロセスにおいては、党の部会にて議論された提言等は、すべて国民に公開する。また、政治家のみならず、党員も参加可能なオープンな議論の場も設け、その内容を、デジタルメディアも含め、わかりやすい形で広く国民に公開する。
- 政党の政策立案のインフラを確立させ、国民に対する透明性を高め、投票行動に繋げるために、「政党法」¹を定め、マニフェストの形式や盛り込むべき事項、策定・修正・検証手続等を規定する。

② 実行可能性が担保された具体的工程と財源の明示

- マニフェスト作成にあたり、必要な財源等の検討に必要な行政情報について、各省庁がわかりやすい形で与野党に対して公開・提供する。
- 予算や各種統計等は、財源を検討する上で、誰でも利用・加工が可能なデータとして、公開する。
- 各党は、公開・提供されたデータを基に、政策の実現に向けた「工程」と「財源」を実行可能性のあるものとしてマニフェストに明記する。
- それにより、政策の達成度合いを数値的に計測可能とする評価指標となる KGI、また、その目標に向けた個別の取り組みの成果を表す KPI を設定する。

③ マニフェスト評価・検証のより一層の強化

- メディア、経済団体、労働団体、シンクタンク、NPO 等に加え、次世代代表など多様なステークホルダーが参画するマニフェスト評価・検証のプラットフォームを構築し、以下に取り組む。
 - ✓ 党大会で提示される基本政策や選挙でのマニフェストに記載すべき国家運営の重要課題を提示する。
 - ✓ 政権与党が掲げたマニフェストの進捗状況について、継続的に検証する。
 - ✓ 各団体等による検証結果の公開、選挙前の各党に対する公開質問の実施
 - ✓ 各団体の検証内容等に基づくシンポジウム等の開催
 - ✓ デジタルメディア等の活用による情報提供・発信
- そのために、まずは、経済同友会として、マニフェストの評価・検証に取り組む。経済同友会として、国の重要課題と各々の課題に関する具体

¹ 経済同友会・政治・行政改革委員会『「政党法」の制定を目指して-日本の政党のガバナンス・「政党力」向上のために-』（2013年5月17日）において、「綱領の策定・改訂」、「マニフェストの内容・策定手順」等、重要な9項目について、政党法で義務付けることを提言した。

策を提言しつつも、各党が掲げたマニフェストの形式(財源や工程の具体性、掲げられた目標に対する進捗状況等)について、評価・検証する。

- 具体的には、選挙の際には、各党に、その時々におけるマニフェストに明示すべき重要政策を質問状として、投げかける。例えば、いまであれば、中長期的課題として、安全保障、成長戦略、財政健全化、少子化対策、脱炭素社会、エネルギー・食料自給率等、また短期的課題として、円安による物価対策、感染症対策等が考えられる。また、その質問状に対する、各党からの回答を公開する。選挙後も継続的に、評価・検証を実施し、場合によっては、その結果に対して、政党に説明責任を求める。

(2) 実現可能な政策立案機能(資金・人材・政策市場)の強化を

(目指すべき姿)

- 政権獲得を目指す各政党は、マニフェストに掲げる、目指すべき国のビジョンやその実現に必要な具体的政策について、行政を活用することに加え行政のみに依存しない形でも立案している。
- 各政党が掲げる政策は、国民に耳障りのよいものではなく、ファクトやデータに基づき、中長期的な問題の解決に向け、責任のある内容となっている。

(現状と課題)

- 行政は国内最大のシンクタンクであるが、結果として、政権与党、あるいは既得権益の意向に沿った政策立案を行わざるを得ない面がある。そのため、未来を見据えた、中長期の国の在り方を示す政策立案機能を十分に発揮できていない。
- 政治・行政だけが政策立案を担うのではなく、シンクタンク、NPO、メディア、アカデミア、経済団体など様々な主体が政策を提言し、競い合う「政策市場」の活性化が求められてきた。しかし、日本では、例えば非営利・民間・独立の立場で政策提言を行うシンクタンクは、米国等に比べて資金・人材面で脆弱である。
- 平成の政治改革以降、政党が行政に頼らない形で自立的な政策立案を行うための組織として、「政党シンクタンク」の設置が目指され、一時期は自民党と旧民主党に設立されていた。しかし、数々の理由²によりうまく機

² 「選挙への費用配分が重視され、研究等の他の費用が抑制される」、「政治の短期的な成果や効果を重視しがちな傾向」、「政治における専門スタッフの活用方法の問題」等が挙げられる。参照：鈴木崇弘「日本になぜ(米国型)シンクタンクが育たなかったのか？」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング『季刊 政策・経営研究』2011年4月11日)

能せず、現在は解散している。

- その要因として、政党内で政策立案活動よりも、選挙活動が優先され、中長期的な課題に対する政策立案が行われにくく、そのための十分な資金と人材も確保されていないことがある。
- 政策立案のための人材は、議員個人の政策立案を補佐する目的で、政策担当秘書1名を公費で置くことが、法律³で定められており、採用権は議員個人にある。
- しかし、秘書の業務内容等には明確なルールがなく、本来の役割である政策立案活動以外の業務（地元の選挙対策等）に従事していることも多い。
- 任用資格については、政策担当秘書資格試験に合格しなくとも、10年以上の議員秘書(公設秘書)の経験者は選考によって、採用が可能であり、実際の政策担当秘書の多くは、そうした採用者が務めている。

提言

- 政党の政策立案活動の強化のために、党において政策立案のための資金、政策立案に携わる人材を十分に確保する。
- 政党は、行政のみに依存するのではなく、自立的に政策を立案し、その過程では若い世代も含め、既得権益を持たない多様なステークホルダーの提言・意見を参考にし、取り入れてゆく。

① 政党の政策立案・調査研究組織の強化

【役割の明確化】

- マニフェストを作成するにあたり、客観的なファクトやデータの収集・分析、それに基づいた具体的な政策案をとりまとめる。
- 足元の対策のみならず、日本の将来を左右する中長期的な課題を検討する場を設ける。
- 与党の政策立案・調査組織は、マニフェストの進捗状況や効果を検証し、PDCA サイクルを回す。
- 野党の政策立案・調査組織は、与党の政策に対する評価や、代替案をとりまとめる。
- 議席を失った議員や政治家を志す人材を含め、広く政策人材が集まる場とし、政治家や政策人材の育成機能を担う。
- こうした役割を担う組織の一形態として、過去に存在していたような

³ 国会議員の秘書については、国会法・第132条「①各議員に、その職務の遂行を補佐する秘書二人を付する。②前項に定めるもののほか、主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができる。」と定められている。

政党シンクタンクの設置も再検討する。

② 政策立案にかかわる資金の充実

(政党交付金)

- 政党助成法第4条において、政党交付金の「用途について制限してはならない」とされているが、韓国のように、一定の割合については、政策立案や政党シンクタンクを含む組織に充てることを義務付ける。

(寄付)

- 経済同友会は、企業・団体献金を禁止する一方、政党から独立した組織としてのシンクタンクへの寄付は認めることを提言してきた⁴。
- その促進に向け、企業・団体から政党シンクタンクへの寄付に限り、税制優遇を行い、特定公益増進法人等に対する寄付金と同等水準の損金算入を可能にする制度を設ける。

③ 政策立案に携わる人材の確保

(政策担当秘書の活用)

- 現在の政策担当秘書を、政党内組織（政党のシンクタンクを含む）で政策立案活動に従事する人材とする。そのために、政党の直接雇用とし、その職務は政策立案活動に限定する。
- 政党に、政策人材をプールし、議員個人の政策立案の補佐に加え、政党の政策立案活動も担うことで、効率的な活用を行う。
- これによって、仮に担当する国会議員が落選しても、担当替えや政党内での政策立案活動への従事が可能となる。
- その趣旨から、任用資格⁵については、議員秘書（公設秘書）として10年以上在職経験者は移行期間を経て廃止する。

(政策人材の育成)

- 政党から独立した法人として設立する政党シンクタンクや独立系シンクタンク等、政策立案や調査研究に専念できる組織を幅広くつくることで、選挙活動に携わることなく、政党の政策立案活動に従事することが可能な人材をプールする。このようにして、省庁、国会事務局、

⁴ 経済同友会・政治・行政改革委員会『「政党による政策本位の政治」の実現に向けて—マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方—』（2010年2月10日）

⁵ 任用資格は次の通り。①議員秘書（公設秘書）として10年以上在職経験者、②政策担当秘書資格試験合格者、③司法試験、公認会計士試験、国家公務員総合職試験合格者等の高度資格を保有する者。

民間シンクタンク、企業からの出向を含め、多様な政策人材が集まりやすい環境に整え、育成の場とする。

④ 政策市場の活性化

- ▶ 政党が行政のみに依存せず、自立的に政策立案を行うためには、行政が政策立案や政策評価に必要な情報やデータを公開し、社会の様々な主体がそれを活用した政策提言や調査研究を行い、政策を競い合い、政党が参考にしていくという政策市場の活性化が不可欠である。
- ▶ このような取り組みによって、政党が行政のみに依存する政官関係の見直しも図ることができ、それにより、業務の効率化や働き方改革等にもつながることで、行政もより一層政策立案活動に従事可能となり、その能力を遺憾なく発揮することが可能となる。
- ▶ さらに、民間・非営利・独立のシンクタンクを育成するためには、その趣旨に賛同する企業や経営者が、資金や人材の供給等に協力していく必要がある。
- ▶ そうすることで、政党、行政、民間等のあらゆる主体が、政策を競い合う環境が整えられ、政策市場の活性化に繋がる。

(3) 主権者による能動的選択を可能に - 野党の政策立案支援強化 -

(目指すべき姿)

- 議院内閣制の下で、与党に比べ行政との関係が薄い野党に対しても、行政情報が適切に公開され、政策立案能力強化のための支援が行われている。
- その結果、野党も政権担当能力を持ち、政権獲得に向けて国家ビジョンやその実現に向けた具体的政策を掲げ、与党と政策を競い合い、政治の緊張感が保たれ、国民が政策本位で政党を選択することが可能である。

(現状と課題)

- 2012年の政権交代以降、自民党一強時代が続いており、野党は国民に対して政権担当能力を示せていない。結果として、有権者の選挙での選択は、積極的な支持政党選択ではなく、消去法による選択となっており、さらには、低い投票率と政治への無関心をも引き起こしている。
- 現行の政党助成法による政党交付金は、議員数や投票数によって算定されており、多数派が有利な制度となっている。
- また、議院内閣制の下では、野党は与党に比べて行政のリソースも十分活用できず、情報格差もある。

- そのため、野党には政策立案のための資金、情報が不十分であり、実現可能性のある政権公約・マニフェストを打ち出しにくい。
- 過去に経済同友会では、野党の政策立案能力の強化のために、一定条件を満たす野党への補助金制度である、イギリスのショートマネーを参考にした、「日本版ショートマネー」の導入を提言⁶したが、実現には至っていない。

提言

- 野党の政策立案を支援するために、政党交付金の配分を見直すことを提案する。

① 「日本版ショートマネー」の導入

- イギリスのショートマネーに倣って、日本においても、野党の政策立案能力の強化のために、一定条件を満たす野党への政党交付金を拡充する。
- 財源については、政党交付金予算を一定の範囲で増額し、少なくとも増額分については用途を政策立案活動に限定する。
- 増額分の配分については、例えば、英国のように、直近の総選挙による獲得議席数と得票数等の一定の基準を設け、その基準を満たす野党に配分する。
- 政策立案活動については、政党のシンクタンクを含む政策立案・調査組織の創設や運用に加え、外部のシンクタンク等も活用し、政策立案能力の向上を図る。

⁶ 経済同友会・政治・行政改革委員会『「政党による政策本位の政治」の実現に向けて—マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方—』（2010年2月10日）

2. 国会を変えていこう！

(問題意識)

- 国民主権の議会制民主主義において、国会は、与野党が議論を重ね、政策の決定が行われ、国民に対して、「開かれた国会」でなければいけない。
- しかし、現状は、国会で与野党間での建設的かつ実質的な政策議論が行われていない（少なくとも、国民から見ると、無用な批判の応酬に終始しているイメージが強い）。
- 与党との事前協議や衆参両院の委員会における審議において、実際にどのような対立点があるのか、どのような背景で修正が行われたのか（例えば既得権益者からの声への配慮など）について、国民からわかりにくく、政治不信の一因となっている。
- 国会改革は、平成の残された改革として、当事者である国会議員をはじめとして、様々な方面から提言が行われてきたが、未だ実現されていない。健全な民主主義の確立に向けては、国会改革は必須であり、その実現に向けては、超党派の議員連盟、さらには第三者を含めた組織が、強い意思を持って、取り組む必要がある。

(1) 重要課題に十分な議論を

(目指すべき姿)

- 国会において、日程闘争に注力することなく、与野党が建設的かつ実質的な議論を行い、国民に開かれた形で政策論争が行われている。
- 国民の負託を受けた政党、政治家が、国会で有意義な議論を行い、様々な問題の解決にむけて、取り組むことで国民の期待と要望に応じている。その結果、国会に対する、国民の関心も高まっている。

(現状と課題)

- 国会の質疑では、野党は政策の対案や修正を示す等の政策本来の内容よりも、スキャンダルや失策の追及が多く、総理大臣や大臣の答弁もそれを無難に乗り越えるための内容になっており、実質的な議論になっていない。
- 会期不継続の原則により、採決できない法案は廃案となるため、与野党が日程闘争を駆け引きの材料とし、そこに多大な時間と労力が費やされている。
- 他方、総理大臣と閣僚の国会出席の回数は、主要国と比べても多く、海外訪問や国際会議への出席、その他の公務など、国会以外の仕事への時間が

減り、求められる職責が十分に果たすことができないと懸念されている。

提言

- 国会で、実質的な議論を行うことを目的に、これまでの慣習にとらわれない効率的な国会運営、議論の活性化を可能にするための制度改革を行う。

① 審議時間の確保と運営の効率化

- 日程闘争に注力させないために、会期を設けない「通年国会制」を導入する。過去には、重要法案等が議論された年の国会は、通年に近い日数、国会が開かれていたこと⁷もあった。また、自然災害やパンデミック等の緊急事態に、速やかに対応するためにも、「通年国会制」の導入が望ましい。
- 効率的な運営を行うために、デジタルを活用する。
 - ✓ オンラインでの議員の出席、議案の審議を可能とする。
 - ✓ 参議院で導入されている「押しボタン式投票」を衆議院にも導入する。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染拡大当初は、こうしたオンライン国会の検討が行われていたが、未だ実現されず、現在においては、あまり検討もされていない。緊急事態に対応するためにも、継続的な議論が必要である。
- 一方、重要な公務を担う総理大臣や大臣を不必要に時間拘束しないためのルールをつくる。
 - ✓ 全閣僚出席の予算委員会においても、審議内容等により、必要な閣僚のみが出席することとする。
 - ✓ 総理大臣の国会出席に関する規定を設ける。
 - ✓ 担当分野については、場合によっては、副大臣や政務官のみが出席し、答弁を行うことで、大臣の国会出席時間を軽減する。

② 議論の活性化を目的とした制度改革

- 会期を設けず、運営を効率化することで、実質的な議論を行う時間を確保し、以下に取り組む。
 - ✓ 「逐条審議」の導入や「党議拘束」の緩和等を行い、法案の内容について、委員会での大臣等との一問一答形式ではなく、委員（国

⁷ 平成 23 年 第 177 回、178 回、179 回国会では、東日本大震災の復興対策を巡り、289 日間開かれていた。また、平成 27 年度 第 189 回国会は、安全保障関連法案を巡り、245 日間開かれていた。

会議員)間で自由に議論し、必要に応じて法案を修正することとする。これによって実質的な審議が行われ、国会議員の政策や法律に関する専門性、建設的な議論力が高まることが期待される。

- ✓ 党首討論を定例化する。具体的には、導入当初に決められていた週1回、45分とする。その際、上述の総理の国会出席の制限にて、時間を確保することで、本会議や予算委員会などに総理が出席した週は党首討論を開かないという与野党合意を撤廃する。

(2) 今すぐできる参議院の改革を

国会のありようとして、二院制がよいのか、二院制の場合にふたつの議院は、どのように機能を分けるのか、両院での決定権限はどうするのか、選挙制度をどのようにするのか、等々、考えるべきことは多々あるが、いずれの問題も1-2年の議論で決着をつけられるものではない。今回、提言するのは、共通の認識である、参議院が「良識の府」であることを前提に、参議院の中長期政策課題への検討強化機能、与野党間での合意形成機能、さらには政策実行部署である行政への監督機能強化を目指すものである。

(目指すべき姿)

- 衆議院は政権選択の場、参議院は「良識の府」としての中長期的課題の検討や行政監視の場として、機能している。
- その一環として、参議院には「独立財政機関」が設置されている。
- 決算委員会にて、前年度の予算執行状況とそのアウトカムがしっかりと審議され、予算に基づく政策の実効性についての検証が早期に行われることで、次年度以降の実効性のある予算編成が可能となる。

(現状と課題)

- 参議院は、「衆議院のカーボンコピー」と称され、時に「ねじれ国会」による混乱を生む強すぎる権限を持った存在と見なされ、不要論もある。
- 参議院は、少数者の利益や多様な民意の代表・反映する「良識の府」として長期的・総合的な視点、抑制と均衡、チェック機能を担うことが期待される。
- 平成の政治改革で先送りされた参議院の改革については、経済同友会をはじめ、様々な提言がされているが、根本的な改革には未だ未着手である。
- 決算審査を実施する参議院では、これまで、内閣に対し決算の早期提出を求め、自らも早期審査に努めるなど、決算審査を充実させるために様々な

改革が行われてきた。

- しかし、早期化は図られたものの、決算の国会提出は翌年度の臨時国会(11月頃)であり、その時期では、臨時国会の会期もあまり残されておらず、他の法案の審議等も優先されるため、決算審査の日程が十分に確保されづらい。そのため、最終的に、決算が国会で議決されるのは通常翌々年の通常国会(4月～6月頃)となる。
- また、予算編成に比べ、決算への関心が低いため、監視機能を弱らせてしまっている原因とも指摘されている。

提言

- 改革の第一歩として、参議院に設置されている「調査会」⁸をより有効に活用し、超党派で中長期的課題を検討、提言する。また、参議院の行政監視機能を強化するために、参議院の決算審査の更なる早期化、実効性の検証強化を提言する。

① 「調査会」の活用

- わが国の将来にとって重要な中長期課題については、調査会を設置し、議論を深める。
- 例えば、現在は「国際経済・外交に関する調査会」「国民生活・経済に関する調査会」「資源エネルギーに関する調査会」が設置されているが、「財政健全化」「脱炭素社会」など、よりテーマを明確にする。
- 調査会の報告書は、ヒアリングや議論のまとめだけに終わらせず、超党派で検討した政策提言とする。

② 独立した検証機関の設置

- 経済同友会が提言している「独立財政機関」の設置⁹など、中立的な立場から様々な調査や検証を行い、国民に情報を提供する機関を参議院に設置する。

③ 決算審査の更なる早期化、実効性の検証

- 参議院では決算審査が重視され、これまでも決算の早期提出と早期審

⁸ 参議院には、国政の基本的事項について、長期的かつ総合的な調査を行う目的で、独自の機関として、調査会が設置されている。調査会では、多様な有識者等からのヒアリングなどの活動が行われ、報告書にまとめている。

⁹ 経済同友会「将来世代のために独立財政機関の設置を一複眼的に将来を展望する社会の構築に向けて」(2019年11月22日)

査が図られてきた。行政のデジタル化が推進されている中で、デジタル技術の活用により、決算作成プロセスの効率化を図り、現在は「11月20日前後」¹⁰とされている決算の国会提出の更なる早期化（10月頃を目途）を目指すべきである。

- それによって、重要課題についての予算の使途や効果について十分な議論を行い、翌年度予算案の審議に予算・決算の一連のPDCAサイクルをより機能させていく。
- そのためには、会計検査院による検査報告に加え、上述した独立財政機関が、決算情報に関する評価・分析、翌年度予算案の分析を行うことが望ましい¹¹。
- 更には、決算委員会を予算委員会と同等の注目が集まるような位置づけとし、メディア等を通じた、国民の関心を高める努力も必要である。

¹⁰ 財政法では、内閣は決算を11月30日までに会計検査院に送付し、通常国会に提出することを常例とすることが定められているが、2003年に参議院が政府に対し、「決算の提出時期を早め、会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出」することを要請している。

¹¹ 経済同友会「将来世代のために独立財政機関の設置を一複眼的に将来を展望する社会の構築に向けてー」（2019年11月22日）において、独立財政機関の役割として、決算情報に関する評価・分析を行うことを提言している。会計検査院が事後のチェック機能を担うのに対し、同機関は決算結果をもとに、予算案を分析することで、財政健全化目標の達成可能性等について事前のチェック機能を果たすことを目的とする。

3. マニフェスト実行のための行政組織「ジョブ型内閣」に！

(問題意識)

- マニフェストで掲げた諸政策(政権のミッション)の実現に向けて、柔軟に組織を組み替え、必要な人材を集め、資源を投入することが可能な「ジョブ型内閣」を目指す必要がある。
- そのために、必要な組織再編、適材適所による人材活用の仕組みが不可欠である。
- 国家としての重要課題への対応には、これまでの縦割り行政のみで対応することは困難になりつつある。一方、限られた資源、人員のなかにおいて、重要課題に対応するための新たな組織や人材を増やすことは妥当ではない。従って、行政内にいる人員の再配置を容易にすることにより、マニフェスト実現に向けた重要課題への対応を明確にすることを目指す必要がある。

(1) 政権政党のマニフェストに応じた柔軟な省庁再編を

(目指すべき姿)

- 政権がマニフェストに掲げた重要政策課題の実現に向けた最適の体制を構築するため、内閣総理大臣は必要な省庁再編を迅速かつ柔軟に行うことができる。

(現状と課題)

- 中央省庁の設置については、「国家行政組織法」や「各省設置法」などで規定されており、政権の掲げた政策の実現に向け、省庁を再編しようとしても、法改正などに多大な労力と時間を要する。
- 重要政策課題について「司令塔機能」の強化が叫ばれた結果、内閣官房や内閣府に様々な組織が設置されて肥大化した。一方、司令塔機能を期待されている各組織は、調整を主な役割としているため、真の司令塔としての機能を発揮するには限界がある。
- 諸外国(英、独、仏)においては、中央省庁の設置や再編については法律に規定されておらず、首相の権限によって可能である。

提言

- 民間企業が、環境変化に応じて柔軟に組織再編をするように、行政組織も、中央省庁等の組織再編をより容易にし、総理の判断で、自らが掲げる重要

政策を実現するための体制づくりを可能にする。

① 総理大臣の権限による省庁再編

- 「国家行政組織法」と「各省設置法」を改正し、総理大臣に行政組織編成権を与える。
- 省庁再編にかかわる個別の省庁の作用法には、ドイツの権限順応法¹²の仕組み等を参考にし、対応する。
- 省庁再編の頻度が高まることを踏まえ、国家公務員の採用は省庁別ではなく、一括で採用を行い、省庁間の異動を容易とする。
- その中で、国家公務員の採用・育成・登用方針を見直し、課題解決に向け、官民から適材適所で優れた人材が集まる組織文化を築く。

(2) 求められるジョブ遂行のための政務三役の任命を

(目指すべき姿)

- 大臣、及び、大臣を補佐する副大臣や政務官、大臣補佐官の権限・役割がより明確になり、組織（チーム）として機能している。
- 政権が掲げた重要政策事項を実現するために、大臣ポストや政務三役に民間人も含め、その職務に適したスキルや経験を持った人材が適材適所で任命されている。
- 省庁のトップである大臣は、複雑な課題の解決に、省庁の縦割りを打破し官僚のプロフェッショナルの力を最大限に活用する。

(現状と課題)

- 政務三役は、当選回数に基づく派閥順送り人事が行われやすく、その結果、国会議員の専門性や関心事項とは関係のない人事が皆無ではない。
- 副大臣、大臣政務官の役割や権限は法律で規定されているが、国民からは、その役割や活動の実態が見えない。
- 民間人閣僚は、閣僚ポストの過半数未満であれば、起用可能であるが、これまで第1次小泉内閣の3名が最多であり、2013年以降は起用もされていない。
- 政権の重要課題等を担当する特命担当大臣は、省庁にまたがる重要政策の

¹² ドイツの連邦省の設置や所外領域の変更の際には、権限順応法により、個別の法律改正を行う必要はなく、法令に基づく権限が自動的に新たな連邦省に移行するとともに、連邦司法省は、関係連邦省の同意を得た上で、法規命令により、関連法令の文言に含まれた元の連邦省の名称を新たな連邦省の名称に置き換えることができる。参照：国立国会図書館「中央省庁再編の制度と運用 調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 795」

総合調整を行い、関係省庁への勧告権を持つ。しかし、実際には各省庁や現場を動かすことは困難であり、調整に留まるケースが多い。

- 政務や特定の政策の企画・立案に関して、各省の大臣を補佐する役割として、大臣補佐官が導入された。起用については、民間人も可能であるが、実質的には、政治家や官僚が起用されることがほとんどである。また、具体的な権限は持っておらず、あくまで大臣のサポートがメインである。

提言

- 政務三役の役割・権限をより明確にし、多くの分野を抱える各府省において、政務三役それぞれが分野毎に責任者を務める。

① 政務三役の役割を明確化

- 政務三役の選任について、当選回数や派閥の意向等とは関係なく、大臣であれば、総理大臣をリーダーとする内閣のチームとして、副大臣、大臣政務官であれば、大臣をリーダーとする各省のチームとして機能する人選を行う。
- また、与党は政治家のスキルマップを作成し、専門性やキャリア等から適切な選任を行う。更に、政務三役の選任に透明性を持たせるために、国民に対し、スキルマップを公開し、選任理由についての合理的な説明も行う。
- 任命された大臣は、マニフェストで掲げた政策課題の実現に向け、設定された KGI や KPI の達成に責任を持つ。
- 副大臣や大臣政務官に、一定の役割分担と責任と権限を明確化する。例えば、大臣の不在時に限らず、副大臣は、担当する分野については、大臣に代わって日常的に国会答弁を行うことで、国民にその活動が見えてくる。さらに、その活動内容や成果に関する情報を公開する必要がある。

② 民間人材の登用

- 大臣は、複雑な課題を解決するために、政党や派閥の倫理にとらわれることなく、担当分野に一定の専門性を持ち、リーダーシップを発揮できる人材を人物本位で任命する。その資質がある人材については、民間からも積極的に登用する。
- 大臣の民間登用を進め、その能力を最大限発揮できる環境を整備するため、大臣を補佐するスタッフを民間からチームとして複数入れるとともに、政治家や他省庁との調整実務に長けた人材を政治任用する。

4. 政治・行政の進化のために

(問題意識)

- 間違いをおかさないこと、わずかずつの改善・改良を積み上げてゆくことが、日本の政治・行政の世界では尊ばれてきた。これは、環境変化の速度や方向性の変化が緩やかな、昭和時代の成功の礎の一因でもあった。
- しかし、グローバル化、デジタル化など環境が激変し、多様で複雑な課題が山積している現在では、環境変化に応じて迅速に新しい制度やルールを導入し、必要に応じて迅速に改善・修正をしていくことが重要である。
- 特区制度は、規制改革の早期実施を可能にするために設けられたものであるが、その趣旨を活かしきれていない。
- 日本の将来を見据えた中長期的課題に対応していくためには、政策形成プロセスにおいて、既得権益の声だけではなく、次世代の利益も反映した政策形成が求められる。

(1) 新法優先原則を徹底・拡大しよう

(目指すべき姿)

- ジョブ型内閣として、政権担当期間内に解決すべき複雑な課題について、関連する膨大な法律の改正作業に多大な時間・労力を費やすことなく、迅速に対応する。

(現状と課題)

- 先例主義の法改正は、事前に従来法律との整合性を十分に考え、規制の重複や抜け落ちがないようにチェックを行うため、多大な労力と時間を要する。
- 先例主義の法改正では、行政組織や官僚等、これまでの政策形成や法案作成に携わっていた専門的人材や組織しか対応できず、国会議員が新たな法律を作ることは困難であり、政策形成における多様性が欠如してしまう。
- キャッチアップ型の近代化を目指していた時代においては、先例主義の政策形成は機能していたが、社会課題が複雑化し、変化も早い現代においては、迅速に政策形成が可能でなければ、対応できない。

提言

- 既存の法律では想定していなかった複雑な課題に対応するために、「新法優先の原則」を用い、既存の法制・規制をオーバーライドすることを徹底

する。

① 複雑な課題への迅速な対応を可能にするための「新法優先の原則」徹底の仕組み構築

- デジタル分野のように、分野横断的な複雑な課題に対応するためには、関連する法令を一括して改正する必要があるが、対応に多大な時間と労力を要し、その間に技術革新等によって状況が変わってしまうことがある。そこで、「新法優先の原則」を徹底し、新たな法律に基づくルールが既存の法制・規制をオーバーライドできる仕組みを整備すべきである。
- その際、新法と既存の法律との矛盾は事前に調整せず、新法が優先されることになるが、それでも問題が生じる場合は司法に判断を委ねることが必要となる。

(2) 行政の変革をスピードアップする仕組みを

(目指すべき姿)

- 変化の激しい時代においては、課題解決に向け、迅速に政策を決定・実行し、問題点が生じたら速やかに修正していく「アジャイル」を重視する。

(現状と課題)

- 政策を実行する際、責任の所在が曖昧であり、危機時であっても、「問題の責任を誰が取るのか」という議論になり、できない理屈を述べる傾向にある。その結果、重要な課題が先送りされてしまう。
- 特にそれは、新型コロナウイルスの対応において顕在化し、政府の対応の遅れにより、医療崩壊の危機や、ワクチン接種の開始、経済の回復も遅れを生じた。
- 国民も政府の間違いを許さない傾向にあり、それにより行政の無謬性へと繋がっている。
- また、規制改革の早期実施を可能にするために設けられた国家戦略特区制度も、その成果は十分に発揮されていない¹³。

¹³ 【事例】法人（企業）による農地取得：企業が農業に参入する場合、農地を取得できる法人は、農業関係者が総議決権の過半を占めるなど、諸条件を満たす農地所有適格法人に限定されていた。国家戦略特別区域法により、2016年より兵庫県養父市において、農地所有適格法人以外の企業にも農地取得が認められた。しかし、「企業が宅地に転売する恐れがある」など反対論も根強く、全国展開は実現していない。現在、国家戦略特区諮問会議で「ニーズと問題点調査」を踏まえ、検討が続いている。

提言

- 政権が、迅速に政策を実現するために、アジャイルな政策形成を行う。
- 既得権を打破し、新たな政策に取り組むための提案を行う。

① アジャイルな政策の決定・実行と PDCA サイクルの強化

- 変化が速く、かつ複雑な課題に対応するためには、迅速な実行と軌道修正が可能なアジャイルな政策の決定・実行することも必要とする。
- その上で、ガバナンスとして速やかに政策の効果検証を行い、問題点が生じたら必要な改善を次々に行っていく。
- 国民やメディアも、揚げ足とりをするような反応ではなく、検証と改善のプロセスに焦点を当て、いかに問題解決に結び付いたかを評価する。

② 既得権を打破するための、国家戦略特区制度の活用

- 既得権の打破には相当の時間と労力がかかるが、その突破口として期待されたのが国家戦略特区制度である。特区に限定して従来規制を大胆に緩和し、その影響や効果を検討し、全国展開につなげるという、本来の趣旨を有効に活用し、その成果を享受できる政策を積極的に全国展開させていく。
- これまで既得権益の反対により、実現していなかった規制改革を実現するためにも、より国家戦略特区制度を活用することが重要である。特区内においては、新しい取り組みの効果が迅速に最大化できるように、関連規制の緩和も含めた運用を可能とすべきである。また、既に特区となりながらも、全国展開が十分に進んでいないことについては、更なる全国展開が必要である。
- そのためには、経済同友会がこれまで提言してきたように¹⁴、「規制改革推進体制の一元化」、「全国展開を阻む‘特段の弊害’の定義・判断する指標等の明確化」「内閣府の主導的役割」等の運用改善を行い、制度の更なる活用を図る。

(3) 多様なステークホルダーの意見を政治に

(目指すべき姿)

- 若い世代を含めた社会の多様なステークホルダーが、政策形成プロセスに

¹⁴ 経済同友会・規制・制度改革 PT「国家戦略特区を改革の突破口に」（2021年5月6日）

主体的に関与し、日本の将来を左右する選択・判断に、多様で建設的な意見が反映されている。

提言（取り組み）

- 今回の提言の実現に向け、経済同友会が率先して、取り組むべき内容については、継続して議論を重ねる。
- まずは、我々がすぐにでも実施可能な取り組みとして、次回の衆議院総選挙までの間に、国民が分かりやすく政策を比較検討することを可能にするために、重要政策についての質問状の投げかけと公開を行う。
- 経済同友会は、多種多様な利益・立場を持つ生活者が、自らの選択と参画によって共に創り上げる経済社会として、「生活者共創社会」を主張している。この取り組みをしっかりと継続、強化してゆくことにより、多様なステークホルダーが、政策形成プロセスに主体的に関与し、日本の将来を左右する選択・判断に参画する仕組みを築き上げてゆく。
- 具体的には、政策形成プロセスに、次世代も含めた多様なステークホルダーが参画していくための取り組みの一つである、「未来選択会議」の活動を発展させていく。
- 更には、「未来選択会議」で、提言で掲げているマニフェストの評価・検証等についても議論を重ねることで、日本の将来を決定づける重要課題について、選択肢や論点、対立軸を抽出し、世の中への発信を強化する。
- こうした活動に加え、国の重要課題と各々の課題に関する具体策の提言等を、継続的に発信するために、経済同友会の中における司令塔機能や委員会活動のあり方について検討していく。

おわりに

- 本来、間接民主主義は、国民が選挙によって代表者を選出し、民意の反映・実現を図る制度である。それによって、選ばれた政治家は、国民よりも1段も2段も高い見地から、未来を見据えた政策を提案し、将来に希望の持てる社会を実現することが求められる。
- しかし、現実には選挙の投票率は低く、国民の政治不信、無力感は大きい。その要因としては、裏付けのない政策の実施や、政治とカネの問題、国会議員の世襲制等、国民が不信に思うことに対し、政治がきちんと説明責任を果たせていないことが大きい。
- いざ選挙となると、国民に対し、耳障りのよい政策が志向されるポピュリズムが台頭し、本質的な課題解決が先送りされるなど、国民の政治不信はどんどんと高まり、民主主義は危機に瀕している。
- あらためて民主主義の原点に立ち戻り、各政党は、多様なステークホルダーを巻き込み、政策を作り、競い合う。国民は、それに基づき、政策本位で自分たちの代表を選ぶ。選ばれた代表は、責任をもって、迅速に問題解決に取り組む。こうしたことの実現に向けて、必要な制度や環境整備について、提案した。
- ただし、そのためには、選挙制度や参議院の改革等の抜本的な制度改革も必要であるが、今回の提言では、次の政権選択選挙が行われるまでに、具体的に、手をつけるべき内容に絞り込んだ。
- もちろん、絞り込んだからといって、この提言がすぐに実現するほど物事は簡単ではない。しかし、国民一人ひとりがこの問題を自分事として真剣に考えていなければ、日本は衰退の道を辿っていくだろう。
- 希望の持てる日本の将来に向け、岸田文雄内閣総理大臣が、就任時に述べられた、「民主主義の根幹である国民の信頼を取り戻す」という言葉を実現するためにも、民意という正当性に支えられた政治がリーダーシップを発揮し、行政が迅速かつ柔軟に、政策の執行に携わることで、国民全体の利益拡大のために行使できる制度へ再構築されることを望む。

以上

2023年2月

政治・行政委員会

(敬称略)

委員長

鈴木 純 (帝人 取締役会長)

副委員長

小野 傑 (西村あさひ法律事務所 オブカウンセル)

川本 明 (アスパラントグループ ファウンディングパートナー)

小松原 正 浩 (マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン
シニアパートナー)

三枝 則 生 (三菱商事 常務執行役員)

中野 晴 啓 (セゾン投信 取締役会長CEO)

山科 裕 子 (オリックス グループ執行役員)

委員

足立 洋 子 (SBI新生銀行 執行役員)

有田 礼 二 (東京海上日動火災保険 エグゼクティブ・アドバイザー)

石川 耕 治 (SOMPOホールディングス
グループCERO 執行役常務)

石黒 不二代 (ペガサス・テック・ホールディングス 取締役)

石塚 茂 樹 (ソニーグループ 副会長)

石原一彦	(日本地震再保険 取締役会長)
上杉知弘	(FRONTEO 取締役最高執行責任者(COO))
大岡哲	(大岡記念財団 理事長)
大久保和孝	(大久保アソシエイツ 取締役社長)
奥谷禮子	(CCCサポート&コンサルティング 取締役会長)
小野俊彦	(東栄電化工業 取締役会長)
梶川融	(太陽有限責任監査法人 代表社員 会長)
神山治貴	(マクニカ・富士エレ ホールディングス 名誉会長)
河合良秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)
川田辰己	(住友林業 取締役専務執行役員)
久慈竜也	(久慈設計 取締役社長)
熊谷亮丸	(大和総研 副理事長 兼 専務取締役)
桑原茂裕	(アフラック生命保険 取締役副会長)
好田二郎	(エアバス・ジャパン 執行役員)
酒井重人	(グッゲンハイム パートナーズ 取締役副会長)
佐久間万夫	(Eパートナー 取締役社長)
佐藤誠治	(デザート 社外取締役)
正田修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)

新 芝 宏 之	(岡三証券グループ 取締役社長)
菅 原 貴与志	(セジフィールド&パートナーズ・ジャパン 代表弁護士)
錢 高 丈 善	(錢高組 取締役専務役員)
反 町 雄 彦	(東京リーガルマインド 取締役社長)
高 橋 温	(三井住友信託銀行 名誉顧問)
田 熊 範 孝	(日本電気 C P O 執行役員常務)
田 中 洋 樹	(日本カストディ銀行 取締役会長)
土 屋 達 朗	(フジタ 上級顧問)
東 海 由紀子	(ザ・エコノミスト・グループ 執行役員)
中 島 基 善	(ナカシマホールディングス 取締役社長)
中 村 公 一	(山九 取締役会長)
永 山 妙 子	(FRONTEO 取締役)
並 木 昭 憲	(MS&Consulting 取締役社長)
羽 賀 威一郎	(TOSMAX 取締役社長)
畑 川 高 志	(リバフェルド 代表取締役)
濱 崎 利 香	(かんぽ生命保険 執行役)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
樋 口 貞 治	(ゲンバカンリシステムズ 取締役最高顧問)

福 川 伸 次 (東洋大学 総長)

藤 田 昌 央 (サハリン石油ガス開発 取締役社長)

二子石 謙 輔 (セブン銀行 特別顧問)

船 倉 浩 史 (野村総合研究所 顧問)

保 坂 雅 樹 (西村あさひ法律事務所 パートナー 経営会議議長)

堀 井 昭 成 (キヤノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問)

本 田 勝 彦 (日本たばこ産業 社友)

増 渕 稔 (日本証券金融 名誉顧問)

本 山 博 史 (石油資源開発 社外監査役)

森 哲 也 (日栄国際特許事務所
弁理士・学術博士・代表社員・会長)

森 浩 志 (三菱UFJ銀行 取締役常務執行役員CLO)

森 正 勝 (国際大学 特別顧問)

守 田 道 明 (イーレックス 取締役)

安 田 育 生 (ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO)

山 田 英 司 (日本電子計算 顧問)

山 本 ひとみ (ANA総合研究所 取締役副社長)

横 田 成 人 (ヨコタエンタープライズ 代表取締役)

渡 邊 健太郎 (昭光通商 取締役社長)

以上66名

事務局

齋藤 弘 憲 (経済同友会 執行役)

亀井 将 幸 (経済同友会 政策調査部 マネジャー)

松岡 広 祐 (経済同友会 政策調査部 アシスタント・マネジャー)